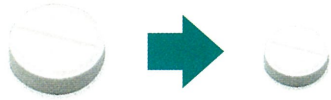


他にもジェネリック医薬品にはこんな工夫があります。

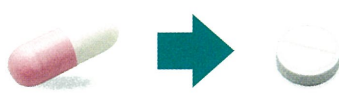
ジェネリック医薬品の中には、薬の大きさや味、においを改良するなどして、新薬より飲みやすくなるように工夫されたものもあります。

錠剤の小型化



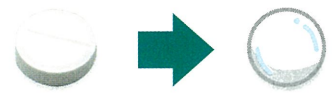
大きな錠剤を小さくして
飲みやすく

剤形の変更



飲みにくいカプセル剤を
錠剤にして飲みやすく

味の改良



苦い薬の苦みを抑えて
飲みやすく

国の厳しい審査をクリアしています。

ジェネリック医薬品の製造にあたっては、医薬品メーカーが様々な試験を行っており、その効き目や安全性が新薬と同等であると証明されたものだけが、厚生労働大臣によってジェネリック医薬品と認められています。

医師の同意のもと、薬剤師と相談して薬を選択することができます。

処方せんに新薬の名称(商品名)が記載されていても、「変更不可」の欄に医師のチェックがなければ、薬剤師と相談の上、患者さん自身がジェネリック医薬品を選ぶことができます。

また、最近では、商品名ではなく一般名(成分名)が処方せんに記載されるケースが増えていますが、その場合も患者さんが選択することが可能です。



**ジェネリック医薬品への切り替えを希望される方は、かかりつけの医師・
歯科医師・薬局の薬剤師にご相談ください。(お薬手帳※も忘れずに持参
しましょう。)**

※お薬手帳は、これまで飲んでた薬の情報が、医師や薬剤師にひと目で伝わるようにできています。また、薬の重複や飲み合わせによる副作用の防止、万が一の災害時などにも役立ちます。

山形県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会

事務局:山形県健康福祉部健康福祉企画課薬務・感染症対策室 Tel.023-630-2333

[おもて]

[うら]

ジェネリック医薬品希望カード

**私はジェネリック医薬品を
希望します。**

医師・歯科医師・薬剤師の方へ

このカードをお持ちの方に
ジェネリック医薬品の説明をお願いします。

ジェネリック医薬品の使用を希望される場合は、かかりつけの医師や歯科医師、薬局の薬剤師にご相談ください。

その際、このカードを受付に提示するなど適宜ご活用ください。

山形県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会

切り取り線で切り取り、
中央で山折りしてのり
付けすると、ジェネリック
医薬品希望カードに
なります。



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルされます。